



12月は県内一斉地方税滞納整理強化月間です

納税の公平と税収の確保を図るため、12月を「県内一斉地方税滞納整理強化月間」として、栃木県と協働して県内一斉に徴収の強化に取り組みます。

■市税等徴収率

市の徴収率は、県内でも上位に位置していますが、一部の滞納が全体の徴収率を引き下げる結果になっています。納税の公平を図るとともに保険制度の適正な運営に資するため、納付催告および滞納処分により徴収率の向上を図っています。(平成28年度実績現年度・滞納繰越計)

個人市民税	97.1%
法人市民税	98.4%
固定資産税	94.4%
軽自動車税	93.3%
都市計画税	94.6%
国民健康保険税	77.9%
介護保険料	98.2%
後期高齢者医療保険料	99.4%
全体計	94.2%

■滞納処分の実績

(平成28年度実績)

・納付催告	12,611件
・財産調査	44,398件
・差押	361件
(内訳) 給料	76件
預貯金	139件
生命保険	74件
売掛金・報酬	7件
還付金	54件
不動産	11件
・換価、取立、配当	630件

税金の納付を後回しにしていませんか？

住宅や自動車のローン、消費者金融の返済等を優先して滞納をしている方がいます。しかし、それは自身の財産取得や資産形成に伴う返済であり、納税の公平性に反するので認められません。返済計画の見直し等を行い滞納の解消及び納期内納付をする必要があります。

■納期内納付を守りましょう

全ての納税者の方が、納期内納付をしていただければ、滞納整理にかかる経費が不要になります。その分の財源や人員を他の行政サービスに充てられれば、下野市は他に誇れる「住みよい街」になるはず

です。

市役所や銀行窓口のほか、口座振替、コンビニ納付など、生活態様の变化に合わせた様々な納付方法がありますので、ご利用ください。

■問い合わせ先

税務課
☎(32)8893



下野市雇用奨励金交付制度について

雇用機会の増大と雇用の安定化を図るため、市内にある事業所が対象労働者を常用雇用した場合、事業主に奨励金が交付されます。

■受給対象者

次の(1)～(5)すべてに該当する事業主

- (1) 雇用保険適用の事業主
- (2) 1週間当たりの所定労働時間が、既に雇用している被雇用者の1週間当たりの所定労働時間と同程度である対象労働者を、常用雇用者(パートタイマーを除く)として期間を定めず、6か月以上常用雇用している事業主
- (3) 対象労働者に対する雇用保険、健康保険、厚生年金に加入している事業主

(4) 対象労働者の雇用を開始した日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの間に解雇した労働者がいない事業主

(5) 市税等に滞納がない事業主

■対象労働者

市に住所を有している60歳以下の方で、公共職業安定所の紹介を受けた離職者や、身体障がい者手帳1・2級に該当する方など(ただし、事業主の2親等以内の者を除く)

■交付対象期間

対象労働者の雇用を開始した日から起算して6か月を経過する日から6か月以内

■交付額

1人につき20万円
(同一年度内で同一事業者に交付できる額は、100万円まで)

■提出書類について

ホームページをご覧になるか、商工観光課までお問い合わせください。

■申し込み・問い合わせ先

商工観光課
☎(32)8907

大規模小売店舗立地法に基づく縦覧について

大規模小売店舗立地法による新設の届出が、次のとおりありました。店舗所在地である本市において、届出の内容を縦覧することができ、意見のある方は、縦覧期間内に県へ意見書を提出することができます。

■届出概要

・大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) 小山羽川複合店舗(川中子字東原3329番6外)

・届出者 株式会社クスリのアオキ、北野清二
・大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社クスリのアオキ他
1者未定

■縦覧期間

平成30年2月9日(金)まで(土・日・祝祭日・年末年始を除く)

■縦覧時間

午前8時30分～午後5時15分

■縦覧場所・問い合わせ先

商工観光課
☎(32)8907